

厚生労働大臣の定める掲示事項(令和7年4月1日現在)

- 保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく院内掲示 -

【 入院基本料に関する事項 】

当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。

2 階 病 棟 では、1日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 9時 ~ 夕方17時	看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です
夕方17時 ~ 深夜 1時	看護職員1人当たりの受け持ち数は19人以内です
深夜 1時 ~ 朝 9時	看護職員1人当たりの受け持ち数は19人以内です

3 階 病 棟 では、1日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 9時 ~ 夕方17時	看護職員1人当たりの受け持ち数は 10人以内です
夕方17時 ~ 深夜 1時	看護職員1人当たりの受け持ち数は 19人以内です
深夜 1時 ~ 朝 9時	看護職員1人当たりの受け持ち数は 19人以内です

なお、当院においては、患者様のご負担による付添看護は行っておりません。

【 関東信越厚生局長への届出事項に関する事項 】

1. 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

(1) 基本診療料の施設基準

- ・ (2階病棟) 地域一般入院料3 ・ 協力対象施設入所者入院加算 ・ 看護補助加算1
- ・ (3階病棟) 障害者施設等入院基本料13対1 ・ 看護補助加算2
- ・ 後発医薬品使用体制加算2
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 看護配置加算
- ・ 病棟薬剤業務実施加算1
- ・ 特殊疾患入院施設管理加算

(2) 特掲診療料の施設基準

- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 胃瘻造設術 (経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む)
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ CT撮影及びMRI撮影
- ・ 検体検査管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ データ提出加算
- ・ 診療録管理体制加算3
- ・ 輸血管理料Ⅱ・輸血適正使用加算
- ・ 持続血糖測定加算1
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 別添1の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院

- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(1)
- ・ 入院ベースアップ評価料(30)

2. 当院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

【 明細書の発行状況に関する事項 】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

【 保険外負担に関する事項 】(金額はすべて消費税込み表示です)

当院では、以下の項目について、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。

○ 文書料(一通につき)

身体障害者診断書、後遺障害診断書 障害年金診断書、厚生年金診断書	16, 500円	入院証明書	4, 400円
死亡診断書	11, 000円	受診状況(通院)証明書	2, 200円
当院様式診断書	3, 300円	おむつ証明書、入浴意見書	1, 100円
領収証明書	220円		

その他詳しくは医事課窓口にお問い合わせ下さい。

○ おむつ 等

詳しくは医事課窓口にお問い合わせ下さい。

【 選定療養費に関する事項 】

1. 特別の療養環境の提供

特別室を希望される場合は、同意を得たうえで下記のとおり室料差額を負担いただきます。

特別室(2人室)		室数	室料差額(1日)
3階病棟	312号室	1室(2床)	12,100円(税込み)

2. 入院期間が180日を超える入院

入院期間が180日を超えて長期に入院される場合は、厚生労働大臣が定める状態にある患者様を除いて、健康保険等の一部負担金とは別に、下記のとおり負担いただきます。

ご不明な点は医事課入院係までお問い合わせ下さい。

入院料の区分	請求金額(1日)
一般病棟入院基本料	1,848円(税込み)

【 禁煙に関する事項 】

当院は、厚生労働省が別に定める診療を行う施設に該当するため、屋内禁煙(敷地内禁煙)を実施しております。

【 手術(特掲診療料の施設基準に該当する手術)に関する事項 】

特掲診療料の施設基準に係る届出手術の実施件数は以下のとおりです。
(対象期間: 令和6年1月1日～令和6年12月31日)

〈 区分1に分類される手術 〉

頭蓋内腫瘍摘出術等… 0件

肺悪性腫瘍手術等… 0件

〈 区分2に分類される手術 〉

靱帯断裂形成手術等… 0件

水頭症手術等… 0件

水頭症手術 0件

尿道形成手術等… 0件

肝切除術等… 0件

子宮附属器悪性腫瘍手術等… 0件

〈 区分3に分類される手術 〉

バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)… 0件

食道切除再建術等… 0件

〈 区分4に分類される手術 〉

腹腔鏡下胆嚢摘出術… 0件

腹腔鏡下胆管切開結石摘出術… 0件

〈 その他の区分に分類される手術 〉

人工関節置換術… 0件

病 院 概 要

名 称	一般財団法人関東厚生福祉会 朝 霞 厚 生 病 院
開 設 者	理 事 比 嘉 照 夫
管 理 者	院 長 青 木 裕 太 郎
住 所	〒351-0033 埼玉県朝霞市浜崎703
診 療 科 目	脳神経外科 内科 外科 消化器科 整形外科 皮膚科 放射線科
診 療 時 間	平 日 午前 9:00 ～ 12:00 午後 14:00 ～ 17:00 土 曜 午前 9:00 ～ 12:00 日曜・祝日 : 休診
許 可 病 床	一般病棟 85 床(一般病棟入院基本料38床 障害者施設等入院基本料47床)
救 急 医 療	二次救急医療認定病院 ※救急患者様は随時受付いたします。

法令による指定

健康保険法に規定する保険医療機関

労災保険指定医療機関 生活保護法指定医療機関

結核指定医療機関 原子爆弾被爆者一般疾病医療指定医療機関

指定自立支援医療機関(精神通院医療)

健康診断・人間ドック

一般健康診断 雇入時健康診断

特定健康診査 人間ドック

肺がん検診 胃がん検診 大腸がん検診 前立腺がん検診